

栄えある受章

おめでとうございます

令和5年春の叙勲、春の褒章が発表されました。

春の叙勲

旭日双光章（保健衛生功労）

板橋隆三さん（桜第四）

瑞宝双光章（消防功労）

大村昇さん（寺島）

瑞宝双光章（総務省行政事務功労）

佐藤武男さん（桜第一東）

春の褒章

藍綬褒章（更生保護功績）

板橋肇子さん（桜第四）

寄付・寄贈いただきました

3月31日、相野釜地区で太陽光発電所を運営するいわぬま臨空メガソーラー(株)およびMMLいわぬまインベストメント合同会社から寄付金をいただきました。寄付金は、再生可能エネルギーの普及、環境保全、復興の一助として活用されます。



4月21日、交通事故防止を目的に（社）日本自動車連盟宮城支部（橋川泰介支部長）から名巨地場産業振興協議会（山田周伸会長）へ横断歩道マナーアップステッカーが寄贈されました。ステッカーを市の公用車に貼り付けることで、ドライバーや歩行者に向けて注意喚起を行います。（1・2）



▲左から橋元山元町長、佐藤岩沼市長、橋川支部長、山田巨理町長（会長）、小畑名取市生活経済部長



▲横断歩道マナーアップステッカー

4月26日、岩沼ロータリークラブからオリジナル漫画「世界が日本を助けてくれた」100冊が寄贈されました。東日本震災時にさまざまな国から支援があったこと、寄付や支援の大切さを後世に伝えたいという思いで作成しました。漫画は市内の小・中学校、公共施設などに設置されます。（3・4）  
ご厚意に感謝します。



▲岩沼ロータリークラブ半澤成晃会長（右）



▲漫画「世界が日本を助けてくれた」

市長を表敬訪問しました

4月7日、米国カリフォルニア州ナパ市のチャールズ・レイさんが市長を表敬訪問しました。ナパ市とは、2月15日に姉妹都市締結50周年の節目を迎えました。レイさんは協定締結時から両市の友好親善に尽力し、数多くの来訪と交流を継続してきました。当時両市に所在し、協定締結のきっかけとなった日本航空の運航乗員訓練所などにも触れながらこれまでの歩みを振り返り、今後のさらなる交流を誓い合いました。レイさんは、「岩沼で好きな場所は竹駒神社。桜がともきれい。次回はナパで会いましょう」と話し、市長と堅い握手を交わしました。



▲チャールズ・レイさん（左）

## 新型コロナウイルスワクチン接種情報

### オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種を実施しています

8月31日(木)までは、対象となる方のみ接種を受けることができます。対象となり、接種を希望する方は必ず予約の上、接種を受けてください。

### 対象者／初回接種を完了し、前回の接種から3カ月以上経過した方のうち、次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の高齢者
- ②5歳以上64歳以下の方で、
  - ・基礎疾患を有する方、または重症化リスクが高いと医師が認める方
  - ・医療機関、高齢者施設等従事者

※5歳から11歳の方のオミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種は、開始後間もないことから、基礎疾患がない方も8月末までに1回接種を受けることができます。

### 接種会場／

- 12歳以上の方…14カ所
- 5歳から11歳の方…4カ所

※集団接種は5月で終了し、6月から個別接種のみ実施しています。かかりつけ医など、身近な医療機関での接種をご検討ください。実施医療機関や日程などは、市ホームページをご覧ください。市コールセンターでご確認ください。

※12歳以上の方を対象とする医療機関は、予約の受付方法、対象者が異なりますので、注意してください。

※個別接種を実施しない医療機関への接種実施の有無、予約に関する問い合わせは行わないでください。

### 効果的な接種のタイミング／

- ①接種をして免疫が付くまでに1〜2週間程度かかります。
  - ②高齢者等でのワクチンの重症化予防効果は6カ月程度で低下すると報告があります。有効性をより高めるために、前回の接種日と新型コロナウイルス感染症の流行が見込まれる時期（ここ数年、年末年始に流行）を勘案し今後の接種のタイミングをご検討ください。
- ※国からの情報を参考に記載している内容のため、自身の状況などによって接種を受ける日をご検討ください。

9月以降、初回接種を完了した5歳以上の方を対象とした追加接種を行う予定です。現時点で対象とならない方も、接種券は大切に保管してください。詳しくは、広報いわぬまおよび市ホームページでお知らせします。

問／新型コロナウイルス接種コールセンター（平日8時45分〜17時）  
☎0120-567079

## 低所得の子育て世帯に対する

### 子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

支給額／児童一人あたり一律5万円

### 申請不要で受け取れる方

#### ひとり親世帯

対象者／令和5年3月分の児童扶養手当受給者

支給方法／5月31日に、令和5年3月分の児童扶養手当を支給した口座に振り込み

#### ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

対象者／令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分以外）の受給者

支給方法／5月31日に、令和4年度給付金を支給した口座に振り込み

### 申請が必要な方

#### ひとり親世帯

・令和5年3月分の児童扶養手当の受給要件に該当する方で、公的年金などを受給していることにより、児童扶養手当を受給していない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る）

・令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満。令和6年2月末までに生まれた新生児も含む）を養育する、物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

#### ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

・令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満。令和6年2月末までに生まれた新生児も含む）を養育する、物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方が令和5年度市町村民税（均等割）が非課税の方を含む。

申請期限／令和6年2月29日(木)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。問い合わせください。

問／子ども福祉課  
☎23-0529

